

第3部 平成9年度において環境の
保全及び創造に関して講じ
ようとする施策

第1章 総合的な環境保全対策

●環境基本計画の策定

平成8年度に制定した「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、本県の環境の保全と創造に関する中長期的な目標と施策の方向等を示した基本的な計画である「鳥取県環境基本計画」の平成10年度策定を目指し、とりまとめを行う

●環境影響評価の推進

大規模の開発事業による環境への影響を調査、予測、評価するため、「鳥取県環境影響実施要綱」の適正な運用に努める。

●環境教育の推進

市町村や住民団体が実施する講演会等に「鳥取県環境アドバイザー」を派遣し、県民等が環境問題についての認識を深めるとともに、「環境パトロール事業」を実施するなど環境保全活動の促進に努める。

第2章 大 気 汚 染

●規 制

大気汚染防止法・鳥取県公害防止条例に基づく関係施設に対して規制を行うとともに、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の適正な施行等を行うことにより 大気汚染防止を図る。

●大気汚染状況

○一般環境大気測定

環境基準が設定されている二酸化いおう等5物質等について常時測定を行う。

測定局 3局 鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）

測定物質 二酸化いおう 一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント 炭化水素

○自動車排出ガス測定

自動車排出ガスによる一酸化炭素等の環境汚染調査を行う。

測定局 3局 鳥取市（栄町交差点・丸山交差点）、米子市（米子市公会堂前）

測定物質 一酸化炭素、窒素酸化物（窒素酸化物は栄町交差点のみ）

○有害大気汚染物質モータリング調査

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン等9物質について濃度測定を行う。

測定局 一般環境 鳥取市（衛生研究所） 倉吉市（倉吉保健所） 米子市（米子保健所）
沿道濃度 鳥取市（栄町交差点）

測定物質 有害大気汚染^{物質}のうち、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロトリル、クロロホルム、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン。

○市街地における窒素酸化物汚染実態調査

市街地における窒素酸化物の汚染状況を把握するため、定点調査を行う

測定局 鳥取市（10地点） 倉吉市（10地点） 米子市（10地点）

○降下ばいじん調査

地上に降ってくるあらゆるばいじんの総量を測定する。

測定地点 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村

○酸性雨調査

地球環境問題の一つである酸性雨の実態を測定する。

測定地点 鳥取市、若桜町、倉吉市、米子市

第3章 水 質 汚 濁

● 公共用水域及び地下水の水質監視等

○ 公共用水域の常時監視等

平成9年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、次のとおり水質監視を実施する。

ア 公共用水域の水質常時監視等

- 河川 38河川、119地点
- 湖沼 4湖沼、20地点
- 海域 2海域、40地点

なお、水域毎の測定計画については次のとおりである。

水 域	調査回数	調査日数	測 定 項 目	分析回数	備 考
河 川	一級河川 1日1回 月1回 毎月	12日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回/年 2回/年 2回/年 12回/年	EPNは年2回
	二級河川 1日1回 年4回 (蒲生川は年2回)	4日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	4回/年 1回/年 1回/年 4回/年	蒲生川はカドミウム、鉛、砒素 蒲生川は銅、亜鉛、鉄 EPNは年1回
	都市河川 1日1回 月1回 毎月	12日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回/年 2回/年 2回/年 12回/年	EPNは年2回
湖 沼	湖山池 東郷池 中海 毎月	12日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回/年 2回/年 2回/年 12回/年	EPNは年2回
	多鯨ヶ池 1日1回 年4回	4日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	4回/年 1回/年 1回/年 4回/年	EPNは年2回
海 域	美保湾 1日1回 月1回 毎月	12日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回/年 2回/年 2回/年 12回/年	EPNは年2回
	日本海 1日1回 年3回	3日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	3回/年 1回/年 1回/年 3回/年	EPNは年1回
	海水浴場 1日1回 年3回	3日/年	生活環境項目 その他の項目	3回/年 3回/年	油分等は年1回

イ 地下水の監視

- (ア) 概況調査 2市、3地点、年2回
- (イ) 汚染井戸周辺地区調査 1市、8地点、年2回
- (ウ) 定期モニタリング調査 4市、12地点、年2回

○水質測定計画の策定

平成10年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成する。

ア 既調査結果の検討

- イ 地下水の水質測定計画の検討

●水質汚濁防止対策

○工場事業場排水調査指導

水質汚濁防止法、鳥取県公害防止条例に基づき、関係施設の排水調査等により改善指導を行う

○湖山池工場事業場排水規制強化基礎調査

湖山池水質浄化のための新たな施策の一つとして、中海・美保湾流域に適用している現行の上乗せ条例を今後湖山池流域にも適用するための基礎調査を実施する。

○ゴルフ場周辺水質調査

ゴルフ場の農薬の適正使用の指導等に資するため、ゴルフ場排水の検査を実施する。

●湖沼水質保全対策

○中海湖沼水質保全計画の推進

平成7年3月に策定した第2期中海湖沼水質保全計画に定める各種浄化施策を総合的、計画的に推進するものとする。

○湖山池水質管理計画の推進

平成3年11月に策定した湖山池水質管理計画に定める各種浄化施策を総合的、計画的に推進する。

○市街地汚濁負荷原単位調査

水質予測技術の精度向上と発生源の負荷割合に応じた効果的な負荷削減対策への活用を図るため、住宅地域等から降雨に伴って流出する汚濁負荷量を把握する。

●生活排水対策

住民の日常生活に伴い排出される生活排水に起因する湖沼等公共用水域の水質汚濁を防止するため、「鳥取県生活排水対策推進要綱」に基づき生活排水対策を推進する。

○鳥取市、米子市の生活排水対策推進計画の推進指導

○中海及び湖山池に係る生活排水対策

県、市、住民代表からなる生活排水対策連絡会議を開催し、その活動普及方策を検討する。

○生活雑排水対策推進員の活動支援

○県民への啓発

生活排水処理に対する意識の普及啓発を図るため、テレビスポット放映、パンフレットの作成を行う。

○合併処理浄化槽設置整備事業

下水道未整備地域における合併処理浄化槽の設置促進を図るため、合併処理浄化槽の設置者に対し、その設置に要した費用の一部を市町村とともに補助する。

●水環境調査研究推進事業の推進

水環境に関わる調査研究を効率的に進めるとともに、水環境の保全と創造に関する事業を積極的に推進する。

このため、平成8年度に発足した水環境調査研究検討会で平成11年度からの実施に向けて各試験研究機関相互の連携による共同調査研究の組立を行うとともに、衛生研究所で水生植物を利用した水質浄化に関する研究を行う

第4章 騒音

●騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う
(規制地域 4市2町1村)

●騒音実態調査

環境騒音・自動車騒音の実態を調査する。

測定地点 環境騒音 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市

自動車騒音 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、
日野町

●航空機騒音調査

鳥取空港 美保飛行場周辺地域の航空機騒音の実態を調査する。

第5章 振 動

●振動規制法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う（規制地域 4市1町）

●振動実態調査

環境振動・道路交通振動の実態を調査する。

測定地点 環境振動 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市

道路交通振動 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、日野町

第6章 悪 臭

●悪臭防止法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う（規制地域 4市26町4村）

●悪臭物質排出実態調査

悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえ、悪臭排出実態を調査測定する。

第7章 地 盤 沈 下

●地盤沈下防止対策

鳥取市街地における地盤沈下の実態を把握するため、平成7年度に引き続き一級水準測量を実施する。

○一級水準測量

ア 測量延長	14.0km
イ 水準点（市街地）	10点
仮点（千代川左岸北部地域）	3点

第8章 そのほかの環境汚染物質

● 土壌汚染防止対策

休廃止鉱山である岩美鉱山の下流の小田川地域における土壌汚染の改善状況の調査を実施する。

● カドミウム汚染米対策

小田川地域で生産される米のカドミウム含有量を把握するため、坪刈りにより検体を採取し、細密分析調査を実施する。

● 魚介類汚染調査

魚介類について、食品汚染物質調査を実施する。

● PCB汚染調査

PCBによる食品の汚染の実態を把握するため、食品汚染物質調査を実施する。

第9章 廃棄物

ごみ処理施設におけるダイオキシン発生を削減するため、ごみの広域処理計画を策定する。

容器包装リサイクル法の施行及びリサイクルプラザの全面稼働に伴い、ごみ減量化施策を充実する。

合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置費助成制度を充実する。

環境美化を促進するため条例を制定するとともに、市町村の環境美化施策の支援を行う

- 産業廃棄物の公共関与処理事業を推進するため、財団法人鳥取県環境管理事業センターに必要な無利子融資等の支援を行う

第10章 自然環境

●自然環境保全基礎調査の実施

- 自然環境保全法及び鳥取県自然環境保全条例に基づき、地形・地質、野生動植物に関する調査、その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行う
(調査内容) 生物多様性調査(種の多様性調査) 特定植物群落調査

●県自然環境保全地域の指定

- 鳥取県自然環境保全条例に基づき、本県における自然環境を保全することが特に必要な地域を、県自然環境保全地域として指定する。また、既指定地域の保全管理のため、自然保護監視員による巡視活動等を行う

●自然公園の保護と利用

- 国立公園・国定公園 県立自然公園の保護と利用の適正化を図るため、許可 届出等に係る指導監督を行う。
- 自然公園の適正な利用を促進するため、公園施設 中国自然歩道の適切な維持管理を行うとともに、自然環境や景観に配慮した施設整備を図る。

●自然公園の環境美化

- 自然公園内の環境美化を促進するため、財団法人自然公園美化管理財団の美化清掃活動に対して助成を行うとともに、環境美化に係る運動推進等による普及啓発を図る。

●自然保護思想の普及啓発

- 自然科学館を中心に自然保護思想の啓発を図るとともに、これを拠点とした自然観察会(大山及び山陰海岸地区)や県内3カ所での登山観察会等の開催などにより、自然に関する知識の普及啓発を図る。また、野外活動や自然観察会等に係る指導員を養成するための研修会を開催する。

●温泉の保護と利用

- 温泉の保護と利用の適正化を図るため、許可行為等に係る指導監督を行うとともに、温泉の実態調査等を実施する。

●鳥獣保護対策

- 野生鳥獣の適正な保護及び繁殖に努めるとともに、狩猟の適正な推進を図る。

第11章 景 観 形 成

● 鳥取県景観形成条例の運用

○大規模行為及び特定行為の届出指導

大規模な建築物等の新築等や景観形成地域内の建築物等の新築等の行為については、事前に届出を求め、審査及び指導を行う。

● 景観形成地域の景観形成の推進

○景観保全対策推進委員会及び地域座談会の開催

大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域の景観阻害物件の除去等と地域住民の景観形成に関する意識啓発を推進する。

● 景観形成に関する普及啓発

○鳥取県景観大賞の実施

景観形成に関する県民意識の向上と地域の個性を生かした美しく快適な県土づくりを推進するため、景観形成上優れた建築物等の顕彰を行う

表彰部門 ①公共建築物部門 ②民間建築物部門
③屋外広告物 工作物部門 ④まちなみ 緑花部門

● 市町村の景観形成の推進

○市町村公園化・景観形成計画の策定

地域の特性を生かした個性ある景観を保全し、創造するため、公園化 景観形成計画の策定を推進する。

策定市町村 倉吉市、河原町、智頭町、気高町、羽合町、会見町、淀江町、大山町、名和町

● 公共事業における景観形成の推進

○公共事業における景観評価の実施

公共事業の設計前に景観評価の概要方針を定め、これに基づいて設計及び工事を行う

○公共事業景観形成検討会の開催

特に景観に配慮する必要のある事業は、公共事業景観形成検討会で「景観評価の概要方針」を検討する。

○公共事業景観形成講習会の開催

公共事業に関わる県及び市町村の担当者、設計コンサルタント 工事施工業者を対象にした講習会

を開催する。

第12章 地球環境問題への取組

●「とっとりアジェンダ21」の推進

平成9年2月に策定した「とっとりアジェンダ21」の普及啓発を図るとともに、地球環境保全に資する事業を実施する。

○とっとりアジェンダ21普及啓発事業

ア 「地球にやさしいライフスタイル21講座」の開催

対 象 県民・事業者・市町村

開催場所 鳥取市、倉吉市、米子市

内 容 地球環境問題に対する説明を行い、各分野における事例発表及び専門家の提言 アドバイスをいただく

イ 各種広報の活用

新聞広告、県政だより 県政テレビ等の活用により 普及啓発を図る。

○フロン回収対策の推進

フロン内蔵製品取扱業界におけるフロン回収対策の推進を図る。

○低公害車の導入

鳥取保健所に導入した電気自動車を公害パトロール車として使用しながら、地域における地球環境保全のシンボルとして活用する。

●環日本海交流の推進

○学術研究者会議の開催

第4回環日本海圏地方政府国際交流 協力フォーラム（中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿岸地方、鳥取県が参加予定）において、環境分野の学術研究者会議を開催し、参加地方政府における環境に関する情報交換、共同研究等の内容について意見交換を行う

○職員の相互派遣

友好提携を結んでいる韓国江原道と環境衛生分野研究者の相互派遣を実施し、技術交流を図る。

第13章 中小企業に対する貸付

●鳥取県中小企業設備資金制度

貸付対象 中小企業者又は事業協同組合

対象施設 土地、建物、構築物、機械整備

貸付限度額	5,000万円以内
貸付利率	年2.7%以内（保証付きの場合2.31%以内）
返済方法	12年以内（2年以内の据置きを含む）
取扱金融機関	県指定金融機関

● 中小企業設備近代化資金制度

貸付対象	中小企業者
対象施設	機械設備
貸付限度額	設備資金の1/2以内（50～4,000万円）
貸付利率	無利子
返済方法	12年以内（1年以内の据置きを含む）
申込窓口	商工会、商工会議所、中小企業団体中央会

● 中小企業設備貸与資金制度

貸付対象	中小企業者
対象施設	機械設備
貸付限度額	100～3,500万円
貸付利率	2.75%
返済方法	11年半以内
申込窓口	(財)鳥取県中小企業振興公社

第14章 公害紛争処理 公害苦情等

● 公害紛争処理

公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者13名を任命し、公害紛争処理の体制をとっている。

● 公害苦情

公害苦情の内容は、多岐にわたっているが、県、市町村等の関係機関の連絡を密にし、迅速な解決に努める。

● 企業の公害防止管理者等の設置

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、企業の指導にあたり、法の適正な運用を図る。